令和5年5月第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水)

午前10時00分から午前11時10分

- 2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
- 3. 出席委員(39人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番中山克己 11番池本 彰 12番新田 孝 13番長鉾忠明

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 椙原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 24番 市本裕司

25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 29番 渡邉次男

30番市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修 34番 高谷明弘

35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 37番 池田和道 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 井上 達 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番石田 勉

4. 欠席委員(7人)

農業委員 7番 山懸将伸

推進委員 23番 沼本通明 28番 太安隆文 33番 三村訓弘 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 43番 入澤靖昭

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第30号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて

日程第6 議案第31号 農地中間管理事業法19条の2の規定による農用地利用集積計画

の決定について

日程第7 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史 福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、始めます。担当者の皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから令和5年5月総会を開催いたしたいと思います。

それでは、会長ご挨拶よろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

大型連体も終わりまして、多くの方々が動いたんじゃなかろうかというふうに思います。8日にはコロナのほうも5類のほうに変わりまして、かなり皆さん動きやすくなったんじゃなかろうかというふうに思います。今日は皆さんマスクをされとるんですけど、いろいろと考えながらマスクのほうもこれから着用していくんだろうなというふうに思っております。地域の行事といいますか、そういうことも非常にこの間自粛していたわけですけど、今後、今年はかなり回復するんではなかろうかというふうに思います。以前のように戻るのか、また新しいやり方を地域で考えてやっていくのか、そこらがどうなるかというのをいろいろと考えます。

農作業のほうも非常に忙しい時期になってまいりました。4月、5月とかなりの雨が降りました。梅雨を思わせるような雨が降っております。水のほうは心配ないわけですけど、今後どういう影響が出るか、非常に天候が気になるというところでございます。営農作業のほうを頑張っていただければならないというふうに思います。

我々の任期も7月までということで残り少なくなりましたけど、この時期はなかなか動けない時期ではありますけど、身近に話せる方も出てくるんじゃなかろうかというふうに思います。各地域でええ具合に農業が進んでいくように皆さんのご協力をまたよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、これより5月総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

本日の欠席委員の方は1名ございます。7番委員から通告をいただいております。 遅参の方は今日はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中1 8名で定足数に達しておりますので、5月総会が成立しておりますことをご報告い たします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願いします。

議長
それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

それでは、議事録署名委員は、15番、 委員、16番、 議長 名いたします。

委員を指

日程2、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議 題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につ いて。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は15件でございます。農地法第3条第2項の各号にお きまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可 要件の全てを満たしていると考えております。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、市外の譲受人に、申請 農地、畑1筆60㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方 よろしくお願いいたします。

それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願い 議長 いたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進員。

21番推進委員 21番推進委員です。

> 番号1について、去る4月30日に譲受人に立会いたしまして現地調査を行いまし た。譲渡人は遠方のため、電話で確認をさせていただきました。権利移転する事由 の詳細についてでありますけれども、譲渡人は県外にお住まいであり、親戚関係に ある譲受人に管理を長年にわたってお願いをされておりました。今回の農地法の改 正によりまして、下限面積要件の廃止により小さな農地を取得することが可能と知 り、また譲渡人も北房に帰ることがないということで所有している不動産を処分し たいと以前から強い思いでいたということであります。申請地の譲渡の話がそうい ったことでまとまりまして、譲受人が申請地を無償贈与により取得するものであり ます。続きまして、譲受人の耕作状況等についてであります。譲受人は、高梁にお 住まいの非農家でございます。譲受人に話を聞いたところ、農地に隣接するところ に親元の墓地がありまして、時々来て花の手入れや家庭菜園をその畑として耕作し ておる場所に作っておられるそうです。農地の面積も少なくて、くわ等の簡単な農 具で畑の管理ができております。取得後も引き続きそういった作業に従事できるも のと考えられます。

> 以上のとおり畑管理については問題ないと思われますので、どうぞよろしくお願い いたします。その他特に指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたし ます。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

北房の譲渡人が、相手方の要望により、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆 1,762㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろし くお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんが欠席されておられますので、4番委員さんから説明をお願いします。

4番委員 はい。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 5月2日に譲渡人と、それから譲受人、両者立会いしていただいて、そして推進委員と農業委員が一緒に現地で確認いたしました、ご報告します。

譲受人と譲渡人は同じ集落の方です。当初譲受人からは当該農地を貸してほしいという依頼があったんですけれども、渡し人が独り暮らしでもあり後を引き継ぐ者もないので、また最近足を悪くして作業ができにくくなっていることもあって、もう購入してほしいと、買うてほしいとお伝えになって売買の話がまとまりました。このときに渡される方が、もう将来返すと言われても私は困りますがなって言うたはりましたけど、もうまさに現実やなあと思っております。それから、耕作状況ですけれど、譲受人は新規就農者です。四、五年前からブドウ作りにキュウリなどの栽培を行っています。地域外に借りているブドウ園も含めて、自分の園は50アールとなって経営も非常に順調です。まだ増やすことも検討しておりまして、今後も長期にわたって農業をしていくと考えられます。今後の農業を、真庭市の農業を引っ張っていってくれる一人ではないかと感じました。そのほか不耕作とか、そういうことは問題ありません。その他の指摘事項もありません。よろしくご検討をお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1 筆29㎡を、農地以外との交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議 方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願い いたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

番号3について報告します。4月30日に譲受人、譲渡人、両名立会いの下、現地にて詳細について確認をいたしました。譲受人、譲渡人は近所同士であり、市道線ができる前から部分的に田の交換をしていましたが、登記上できていなかったために今回申請するものです。耕作状況についてですが、譲受人は1反5畝の

水田を耕作しておりますが、トラクターだけでなく、田を引くことはできますが、 後のことについてはJAに全て依頼しています。これからも農業は続けていくとい うことなので、その辺は大丈夫かなと思っております。その他指摘事項はございま せん。よろしく審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆301㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願い いたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号4につきまして、4月30日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人より住宅を購入する話がまとまり、住宅地に隣接する農地も同時に購入してくださいという話になり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在農業はしていません。せえで、その農地を取得することによって家の庭の畑なんで、親より管理機を借り受けて季節野菜と、現在イチジクとかいろんな木が植わっています。その辺の果樹の管理をしていく予定です。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請 農地、田5筆3,029㎡、畑1筆134㎡を、売買によります所有権移転の申請 でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願い いたします。

27番推進委員 議長。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 第3条、番号5について申し上げます。

4月28日に申請書を持参した方に電話で確認しております。今回の譲渡人は広島県に在住しており、相続はしましたが、こちらの農地については何も存じ上げないということで申請人に全て委託しております。このたび申請人の友人と話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、現在トラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、農地60アール、ビニールハウス5棟を維持し、野菜、またブドウ作りに励んでおられます。高齢ではありますが、現在息子さんと2人で耕作しており、今後も十分運営できると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、久世の譲受人に、申請農地、田2筆1,673㎡、畑1筆53㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号6について説明いたします。

4月30日に現地確認及びお話を譲受人の家族から聞いております。両者はもともと親類同士でありまして、お互いの両親の代から耕作を譲受人がしておりましたが、このたび譲渡人の父親が亡くなり、息子さんが急遽相続したわけですけれども、どうせ耕作できないということで、以前から作ってもらっている譲受人に譲渡をするものであります。譲受人は家族とともに農業や会社員をしておりますが、今後適当に耕作できるものと思われますので、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号7でございます。

落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆923㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推委員 5月1日、双方より聞き取り調査及び現地の確認を行いました。譲渡人のこの圃場は自宅より遠く離れていて、長年隣集落の人に耕作してもらっていたような状況でした。一方の譲受人は、自分の水田プラス受託水田を合わせて16ヘクタール以上を耕作する大規模農業者です。規模拡大に伴う農機具の所有台数も増え、自宅に近いところの土地を探しておりましたところ、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は稲作の受託作業を行う専業農家で、両親と3人で農業に従事しております。所有している農機具もトラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、スプレッター、肥料散布機等を保有しています。取得する申請地は自宅より近く、現在雨ざらしとなっている農機具を格納するパイプハウスを建設するため購入するものです。簡易パイプハウスなので第3条の適用で妥当と考えます。その他指摘

事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号8でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、久世の譲受人に、申請農地、田3筆4,542㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願い いたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 5月2日、双方に面談及び現地確認を行いました。譲渡人は農業兼公務員で、会社を経営していた父親の死亡後、水田を相続しましたが、農機具は所有しておらず、近隣の大規模農家に管理を委託しておりました。また、湿田であった水田を県事業の残土で造成し乾田化が行われました。これに伴い、稲作以外の農業に興味を示していた友人の譲受人との売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は、父親の農業を手伝いつつ会社を経営しております。そして、事業の多角化を目指していて新しいタイプの農業を模索しており、乾田化されたこの土地でオリーブ及び花木の苗を生産するため、着々と準備を進めておりました。所有する農機具もトラクター、動力噴霧機をはじめユンボ等も所有し、新しい農業を実践してくれると思います。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議の長ありがとうございました。

続きまして、番号9について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

落合の譲渡人が、相手方の要望により、久世の譲受人に、申請農地、田1筆673 mを、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推委員 5月2日、双方と面談及び現地確認を行いました。譲渡人は農業兼公務員で、酪農を営んでいた父親の死後、近隣の大規模農家に管理を委託しておりました。また、湿田であった水田を県事業の残土で造成し乾田化が行われました。そして、隣接する番号8の譲渡人の紹介で、稲作以外の農業に興味を示していた譲受人との間で売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は、父親の農業を手伝いつつ会社を経営しております。そして、事業の多角化を目指し、新しいタイプの農業を模索しており、乾田化された土地でオリーブ及び花木の苗を生産するため、着々と準備を進めておられます。所有する農機具もトラクター、動力噴霧機をはじめユンボ等も所有し、新しい農業を実践してくれると期待しております。その他指摘事項はあり

ません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号10について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号10でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田 1筆283㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろし くお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号10について報告いたします。

本農地につきましては、去る5月2日に譲受人及び申請人立会いの下に現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、今回移転申請のあった農地以外は、譲渡人が元気なときにと譲受人である息子に既に所有権移転されております。本農地は、譲受人の弟が県外から帰郷したときに農地を贈与するということとしていたものですが、久世には帰らないという意思表示があり、このたび譲受人に贈与するものです。続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は4名で、主に譲受人が農業に従事し、妻と息子の補助を受けて耕作しております。譲受人に聞いたところ、現在所有している農地については水稲栽培が主体で、もみすり、乾燥作業を委託しておりますが全て耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、管理機等を所有しており、農地取得後も耕作していくものと思われます。その他指摘事項も特にないと思われますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号11について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号11でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、市外の譲受人に、申請農地畑2筆258㎡を贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願い いたします。

31番推進委員 議長、31番推進委員です。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 番号11番について説明を申し上げます。

5月1日に譲受人の母である申請人と現地確認及び事由の詳細について伺いに行きました。また、譲渡人とは電話にて詳細をお伺いいたしました。譲渡人は横浜在住でありますが、出身地の に家を所有していましたが、不要になったため、譲受人との交渉で販売が成立いたしました。そのときの附帯条件といたしまして、隣地にある今回申請の畑も同時に販売するという条件でございました。そうした経緯

の中で今回の申請に至りました。申請地の隣、 が譲渡人所有の家でございました。譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は岡山市在住でありますが、会社 の役員であり、週に4日は におります。また、農業に従事できる家族を含めて4人ございます。譲受人はほかに耕作地は所有していませんので、このたびの所有農地が初めての土地ではありますが、耕運機、管理機等を所有しており、譲受地の耕作は可能であり、今後問題はないと思われます。その他の指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号12、番号13につきましては関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号12でございますが、番号13と譲渡人が同一でございます。一括して説明いたします。

市外の譲渡人が、労力不足により、番号12、番号13どちらも勝山の譲受人に、申請農地、番号12、畑2筆615㎡、番号13、畑2筆236㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願い いたします。

34番推進委員 議長、推進委員34番です。

議長 はい。

34番推進委員 番号12と13についてご説明いたします。

議長 お願いします。

34番推委員 番号12ですが、番号13の譲受人と一緒に現地確認を5月4日にしました。譲渡人は仕事が大変忙しいということで、電話でお話ししました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人の関係は株内で本家、分家になられます。譲受人は譲渡人の畑を借り、以前より自家栽培をされております。譲渡人は現在市外に移られており仕事も忙しいことから、今後帰られての畑仕事はできないと思われて譲受人に相談したところ、話が両者でまとまり、今回申請するものです。番号12ですが、耕作状況は、譲受人は3人家族で専従者は1人でされています。現在、トラクター、管理機、耕運機を各1台持っておられ耕作されています。その他の指摘事項はありません。

番号13ですが、譲受人は1人で暮らされており、現在農機具等はなく、水田の一部は知人に耕作をお願いされています。畑は自家栽培をされており、今後も自家栽培をされるそうです。その他の指摘事項はありません。よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号14でございます。

八束の譲渡人が、労力不足により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆1, 682㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお 願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 はい。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 14番についてご報告いたします。

去る5月6日、本人に会えなかったので電話で話をしました。現地については、前に行ってそのときに見ていたので、それと当日私が見たので、その報告をいたします。渡し人のほうなんですけれども、もう家族がいなくなって自分ではもう農業を続けていくことができないので探しておられて、それに前回宅地用として頼まれて、そこでオーケーが出ました。今、家のほうは住まわれ始めていて、その周りに畑があるんですけども。彼は何年か前に新規で入ってこられて、前に酪農をされてた方の後を継いで、奥さんをめとられて、今は子供もいて、家があり、畑も増やしていきながら頑張っていきたいということで。田んぼも運よくすぐ家の前なので、奥さんがもし今後畑をしたいというのであれば、そういうことも考えたらええけど、まずは牧草地としてしたいというふうにおっしゃっておられました。渡し人のほうは、もう渡したから、もう考えたくないのでお話ししていますというような感じで、何かほっとしたような感じのお話をされていました。受人のほうですけど、そういうような状況なので新しい家も建てて、これからますます頑張って蒜山で酪農をやっていこうという感じで頑張ってらっしゃいますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号15について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号15でございます。

川上の譲渡人が、農業廃止により、市外の譲受人に、申請農地、田1筆253㎡ を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいた します。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいた します。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

番号15について説明いたします。

現地を5月6日に確認しました。譲渡人については、遠方ですので電話で聞き取りをいたしました。譲渡人はを営んでおり、客として来た譲受人との間で売買の話がまとまったものである。譲受人は現在は岡山に住んでいるが、蒜山に家を建てる予定であり、しばらくは通いながらラベンダー等を作付するとのことである。大変陽気な方のように見受けましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。 これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

8番委員 はい。

議長はい、それじゃあどうぞ。

8番委員 8番です。

番号11なんですが、この譲受人の方は岡山市というふうにお聞きしたんですが、 誤りはなかったでしょうか。それで、農地との距離が3キロとなっています。これ はご本人の住所あるいは家族の住居というような関係はどのようになっているので しょうか。

以上です。

31番推進委員 議長。

議長はい、それじゃあどうぞ。

31番推進委員 11番について、31番推進委員です。

ただいまの質問ですが、譲受人は岡山市在住でありますがということですが、譲受人本人は勝山で 役員ということで、申請人とは親子関係にございます。いずれにしましても、本人自体は週4日ぐらいは に来ております。そういう状況の中で、申請人の母と兄貴もおりますし、従業員もおりますし、家族4人が、家族を含めて4人で要するにその土地は耕作できるというふうに申請人の母である方がそのように申されておりました。それで、土地との距離なんですが、実際の仕事は でありますので、 と申請地の距離は徒歩3分ぐらい。それと、親戚が住んでおられる実家のほうに泊まるときは、実家のほうは勝山の でありまして、その からこのたびの申請地に至るまでは大体3キロ、4キロ、10分ぐらいというふうにお伺いいたしております。以上です。

議長 事務局から何かありますか。はい、どうぞ。

事務局主幹 失礼します。先ほど31番推進委員のほうからご説明があったとおりでございます。3キロというのは申請人のご実家がでございますので、から3キロということで、こちらに戻ってこられたときはのほうから農地のほうに通われるということで3キロというふうな表記にさせていただいております。

8番委員 今後とも、私も逆に調査する側になることもあると思うんですが、記述する場合、こういうときの記述についてはどのように記述するのがいいんでしょうか。譲受人と農地の距離というのは、戸籍上の距離あるいは実家の距離。一方、15番の場合は101キロというような表示が書かれておりますね。

18番委員 15番ですけども、これは現在は岡山ですけども、蒜山に住居を構える予定で、それができるまでは通ってやるということで。

8番委員 いや、15番について聞いとるんじゃないんです。

議長 分かります。

事務局主事 特に今現住所からというよりは、判断をさせていただくときに農業をする拠点をどこに置くかというところで判断をさせていただいてますので、実際耕作をされる場合に、じゃあどちらに来られて、そこから通われて農業をされるか、耕作をされるかというところで判断をさせていただいているので、今回の場合はご実家があるから通う距離ということで申請していただいているというような状態、状況になっております。

8番委員 分かりました。ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

議 長 今後説明のときか、言うたほうがいいですよね、そういうことは、どこからという ことをね。今後は伝えるようにお願いしたいと思います。

く「質疑なし」の声>

議長ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

く「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、 原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議 についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長はい、事務局。

事務局主事 議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議 いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人(久世)は、現在の墓地が山の中腹にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、田1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等円。費用の内訳として、自己資金円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいた します。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

5月1日に申請人と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。現在、申請人の墓地は自宅の南側の植林の中にあり、墓地に行く道も険しいため、今後申請人も高齢のため管理ができなくなるため、家の近くに墓地を移転するものでございます。申請地の位置でございますけれども、県道線のバス停より東に約300mほど行ったところの自宅の北側になります。東は山林、西は申請人の畑、南は県道、北は申請人の植林でございます。周辺農地への影響ですけれども、西側に申請人の畑がありますが、墓地の設置ということで影響はないものと思われます。問題ないと思われますので、ご審議方よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。 これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質問はありませんか。

く「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

く「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、 原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議 についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議 いただく案件は3件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人(落合)の2名は、現在アパートに居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたため、実家近くの申請地、田1筆289㎡を、譲渡人(落合)から譲り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準のうち、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。転用に伴う費用は、土地購入 円、土地造成 円、建物施設 円。資金の内訳として、借入金

円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面

図、被害防除計画書が提出されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1につきまして、4月30日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。譲受人は現在アパートに住んでいて、子供の成長に伴い手狭になり、また子供を自分の通ったが、学校へ通わせたいため、今現在アパートから実家に帰りましたが、実家も手狭のため、地区内に土地を探していたところ、知人の紹介で譲渡人と話がまとまり、土地を購入し家を建てるものです。この知人というのが、譲受人と譲渡人の子供さんとは同級生で、どこか土地がないじゃろうかな、うちの田んぼに建てなさいという話でございました。申請地の位置ですが、が学校より県道を西へ900m、県道より北へ市道を150m山側、部落の端っこに入ったところに位置します。周辺の状況ですが、東が田、西が市道、南が田、北が田と市道。周辺農地への影響ですが、周辺に農地がありますが、中山間地域の段々田んぼのため落差が多少ありまして、日照、通風などの影響はないと思われます。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、譲受人(落合)は、建設業を営んでおりますが、重機や車両、資材等の置場が不足しておるため、申請地、田2筆2,160㎡を、譲渡人(落合)2名から譲り受け、露天の資材置場及び重機・車両置場とするため、転用申請するものです。申請地は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入円、土地造成円。資金の内訳として、自己資金円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願い いたします。

27番推進委員 議長。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番推進委員です。

4月28日に譲受人と電話で確認し、4月30日に現地確認をいたしました。譲受人は建設業を営んでおりますが、駐車場が手狭なため、重機、またはごみ収集車、その他資材置場を探していました。当該の土地の持ち主、譲渡人ですが、1人は高齢のため、またもう一人は親より相続はしましたが農業経験がなく困っているとい

うことで、このたび話がまとまりました。申請地の位置ですが、国道313号線に面しており非常に便利のよいところです。周辺農地への影響ですが、駐車場、資材置場として使用するので日照等に影響はないと思われます。その他指摘事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 8ページをご覧ください。

番号3でございます。

番号3は追認案件となっております。

申請人、譲受人(落合)は、申請地付近で農園を営んでおりますが、農園への進入路や駐車場がないため、申請地、田1筆791㎡を、譲渡人(落合)から譲り受け、進入路及び露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま一部を整備しており、今後このようなことがないよう反省し、てんまつ書が添付されております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 円、土地造成 円。資金の内訳として、自己資金 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いします。

15番委員 はい。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

5月1日に譲受人さんと現地確認を行いました。この申請地はもう既に埋立てをしていて、てんまつ書を出されているということで確認をいたしました。この転用しようとする事由の詳細ですが、この申請農地の先に譲受人のビニールハウスがあります。そこに行くには譲渡人の家の前を通るようになるので、譲渡人が家の前は避けてもらいたいとのことで、この申請地を車で通るのに購入してほしいと要望があり、駐車場兼進入路にするため売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。申請地の位置ですが、 さんから70mほど南に離れたところにあります。周囲の状況、東、市道、西、農地、農地が山になっています、へえから南側は山、北側は市道、市道を隔てて譲渡人の家があります。周辺農地への影響は、申請地に隣接した農地がありますが、山になっているため、問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。特に指摘する事項は、もうないと思います。よろしくお願いします。

議長ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。 これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、 原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第30号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用 集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長はい、事務局。

事務局主幹 議案第30号について、9ページをお開きください。

議案第30号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営 基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして、その決定について審議に付 します。

案といたしまして、令和5年5月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては全118筆、23ページの、所有権移転につきましては田6筆15,658㎡、畑1筆2,980㎡が、所有者から農地中間管理機構へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

く「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

く「異議なし」の声>

議長異議なしと認めます。

よって、議案第30号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決

定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第31号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第31号について、25ページをお開きください。

議案第31号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。

案といたしまして、令和5年5月10日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりで、全件とも問題ないものと考えております。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

く「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと思います。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長異議なしと認めます。

よって、議案第31号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用 集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借 の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 2.7ページをお開きください。

報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の12件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いします。

議 長 報告第8号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

く「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

それでは、以上で5月総会を閉会といたしたいと思います。

次回6月総会は6月9日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いします。

(午前11時10分 閉会)